

堺市立金岡南中学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめは、どの子どもにも、どの学級でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの『暴力を伴わないいじめ』は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである」という認識をもち対応にあたる。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた生徒の立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者と信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3. 未然防止に向けて

金岡南中学校の学校目標である「人間尊重の精神を基盤として、①学びの大切さを知り、自分から学びに向かう生徒を育成する。②自分自身や周りの人を大切にできる生徒を育成する」ことをめざして教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 生徒理解、発達課題等の障がいなどに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることの大切さについて指導する。

4. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目に届きにくいところで**多く発生しており、学校は全力で実態把握に努める。**

- (1) 各学年の生徒指導担当者、生徒指導主事を相談窓口とする。
- (2) 生徒のいじめを疑う。(例：いじめ対応チェックリスト等)
- (3) 子どもの声に耳を傾ける。(例：アンケート調査、教育相談等)
- (4) 生徒の行動を注視する。(例：校内巡回、校区巡回、ネットいじめ防止プログラム等)
- (5) 保護者と情報を共有する。(例：電話・家庭訪問、PTA の会議、個人懇談会、学校協議会、学校評価者委員会等)
- (6) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事、北区協助委員会、保護司との交流会などへの参加等)

5. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした生徒には、行為の善悪をはっきり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6. いじめアンケート調査の実施

6月、11月、2月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

7. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、特別支援コーディネーター、養護教諭、人権教育担当、支援学級担当を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに報告する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。